

平成29年度
名古屋市中小企業海外販路開拓・拡大サポート事業
専任アドバイザー個別支援対象企業募集のご案内

主 催 : 名古屋市
後 援 : 愛知県・公益財団法人あいち産業振興機構
日本貿易振興機構（ジェトロ）名古屋貿易情報センター
事 務 局 : （一社）海外事業支援センター名古屋

名古屋市では、市内中小企業の海外販路の開拓や拡大を支援するため、中小企業海外販路開拓・拡大サポート事業「パーソナルサポート（専任アドバイザーによる個別支援）」を実施します。初めて海外への販路開拓に取り組む、あるいは、輸出実績のある国での販路拡大を図りたいとお考えの中小企業の皆様はぜひご活用ください！

1. 事業内容

本事業では、優れた製品や技術を持ち、海外販路開拓・拡大に意欲的な中小企業に対し、海外販路開拓の着手から輸出希望先国での商談の実施まで、専任アドバイザーによる一貫したサポートを行います。

初めて輸出に取り組む国への販路開拓だけでなく、輸出実績のある国でのさらなる販路拡大に対するサポートも行います。

2. こんな企業様にお薦めです！

- 海外販路開拓にゼロから取り組むために必要な知識を得たい。
- 自社で独自に海外販路開拓に取り組んでいるが、輸出先国での商習慣など生きた情報を入手したい。
- これまで海外販路開拓に取り組んできたが、なかなか商談まで至らない。
- 輸出実績のある国での販路拡大に取り組んでおり、現地向けパンフレット・ウェブサイトの作成や展示会・商談会等への出展を検討している。

3. 募集期間

平成29年5月1日(月)～平成29年5月31日(水)

サポート内容とスケジュール

A. ファーストステップ

輸出実績がない国への販路開拓を専任アドバイザーがサポートします(サポート対象企業数:8社)

B. ネクストステップ

輸出実績がある国での販路拡大を専任アドバイザーがサポートします(サポート対象企業数:3社)

■ サポート期間

平成29年7月(予定)～平成30年3月末

■ サポート内容

(ア) 輸出先の選定、販売戦略に関するアドバイス、海外市場に関する情報提供等

- ・ 製品や技術の特性に応じた輸出先の選定、効果的な販路開拓のための販売戦略立案を支援します。
- ・ 輸出希望先国での類似商品価格や市場動向等について、情報提供します。

(イ) 海外販路開拓に関する情報共有を目的とした研修の実施

(ウ) その他

- ・ A.ファーストステップでは専任アドバイザーによる海外での商談同行支援(1回程度/事業年度)を実施します。
- ・ B.ネクストステップでは海外展示会・商談会出展料又は海外向けPR資材(ウェブサイト・パンフレット等)作成時の翻訳費用について費用補助を行います(上限15万円。ただし、費用補助対象となるかの審査を経て決定します)。

スケジュール

平成29年5月1日(月)

募集開始

平成29年5月31日(水)

募集締切

平成29年6月中旬

書類審査・ヒアリング等
サポート対象企業決定

平成29年7月(予定)

～平成30年3月末
サポート実施

1. 募集企業数・定員について

- A. ファーストステップ : 8社
B. ネクストステップ : 3社

2. 募集要件(申し込みには、以下の要件を全て満たす必要があります。)

A.ファーストステップ、B.ネクストステップ共通要件

- ① 名古屋市内に本社を置き、市内で1年以上事業を営む中小企業であること(個人事業主を除く)
- ② 日本から日本製品等の輸出を希望していること
- ③ 輸出希望先国に活動拠点(現地法人や駐在員事務所、A.ファーストステップの場合は販売代理店を含む)などを有しないこと
- ④ 名古屋市税の滞納がないこと

B.ネクストステップのみの要件

すでに輸出実績のある国での展示会・商談会への出展や輸出先国向けPR資料(ウェブサイト・パンフレット等)を作成する計画を有すること

※中小企業について…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当するもの
※申込企業数が募集企業数を超えた場合、いわゆる「みなし大企業」(議決権の2分の1以上を大企業によって保有されているなど、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号第2条第2項第2号)に該当するもの)については、選定にあたり他の企業を優先することがあります。

3. 申込方法

① 申込方法

申込書類一式を郵送または持参により提出してください。

(郵送の場合は平成29年5月31日(水)必着)

提出先: 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市市民経済局産業部産業労働課 担当: 尾澤
TEL 052-972-2423 FAX 052-972-4139
E-mail: a2412@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

② 審査基準

- i 国内における製品・技術の市場性
- ii 海外における製品・技術の競争力
- iii 経営実績
- iv 海外販路開拓への取組体制

③ 申込書類

- i 申込書(様式1)
 - ii 同意書(様式2)
 - iii 会社概要、製品カタログ、製品価格表
 - iv 直近2年分の決算資料
 - v 納税証明書(市税の滞納がない旨の証明)
- ※ 上記の他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
※ 申込様式は、名古屋市公式ウェブサイト
(<http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/page/0000092754.html>)
からダウンロードしてください。

④ サポート対象企業の決定時期

平成29年6月中旬(予定)

応募に際しての注意

■ 実際の取引実施の判断について

本事業を利用した取引等は、サポート対象企業の判断と責任のもとに行っていただきます。本事業による情報提供・助言等に関し、サポート対象企業に損害等が生じた場合、名古屋市及び受託事業者は一切責任を負わないものとします。また、名古屋市及び受託事業者が国内外で提供したサポート対象企業の情報等が不正に使用された場合も同様とします。

■ サポート対象とならない費用

本事業によるサポートを受けるためにサポート対象企業側で必要な交通費、通信費、資料作成費、展示会出展費用、関税その他諸税、渡航費、滞在費、その他展示商談会出展及び海外商談に必要な一切の費用は、サポート対象企業にご負担いただきます。

■ 海外販路開拓体制の整備及び販売戦略実現のための取組について

サポート対象企業には、海外販路開拓を行うための体制整備と販売戦略実現に向けた取り組みを進めていただきます。

■ 企業名等の公表

本事業の成果、実施した商談の概要(相手方企業の名称や取引価格を除く)、サポート対象企業の名称、製品名、所在地などについて、名古屋市が公表することがあります。

■ 個人情報の取り扱い

本事業において取得した個人情報は、名古屋市個人情報の保護に関する条例(平成17年3月23日条例第26号)及び受託事業者の個人情報保護規定に沿って適切に取り扱い、本事業の実施並びに名古屋市及び受託事業者からの情報提供等のために利用させていただきます。

■ その他の注意事項については同意書でご確認ください。

専任アドバイザー個別支援事業に関するお問い合わせ

〒460-0022 名古屋市中区金山 1-9-5 フォンティーヌ金山 6D
一般社団法人 海外事業支援センター名古屋 (担当: 宮地)
TEL: 052-700-0479 FAX: 052-308-3213
E-mail: t-miyachi@obac-nagoya.com

中小企業海外販路開拓・拡大サポート事業全般に関するお問合せ

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市民経済局産業部産業労働課 (担当: 尾澤)
TEL: 052-972-2423 FAX: 052-972-4139
E-mail: a2412@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

名古屋市公式ウェブサイト URL

<http://www.city.nagoya.jp/jigyuu/category/387-1-7-2-4-2-0-0-0-0.html>